

土佐清水市 子ども読書活動推進計画

平成20年12月
土佐清水市教育委員会

【目 次】

第1章 土佐清水市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 土佐清水市子ども読書活動推進計画策定の趣旨・目的	1
2. 基本理念	2
3. 基本目標	3
4. 計画期間	3

第2章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1. 「家庭」における読書活動の推進	4
2. 「学校」における読書活動の推進	5
(1) 保育園・幼稚園	5
(2) 小学校・中学校	5
(3) 高等学校	6
(4) 特別な支援が必要な子どもたちへの支援	7
3. 「地域」における読書活動の推進	8
(1) 市民図書館	8
(2) ボランティアや民間団体	9

第3章 推進計画の実現に向けて

1. 関係機関の連携・協力の推進	10
2. 子どもの読書活動の啓発・広報の推進	11
3. 財政上の措置	12

※参考資料

小・中学校における読書活動の現状	14
公立図書館における読書活動の現状	17
土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱	19
土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員	20
子どもの読書活動の推進に関する法律	21
文字・活字文化振興法	24

はじめに

素晴らしい読書活動推進計画ができました。

この土佐清水市で、何か素晴らしいことがはじまる予感がします。

一定以上の年齢の方々には、寝しなにお母さんから物語を聞かせてもらった経験を持っている方も少なくないことでしょう。それは、子どもにとって至福のときであり、眠気をおぼえながらも物語のイメージを思い浮かべ、限りない想像力を刺激されました。それは大きな楽しみであり、成長して読書の楽しみへとつながっていったような気がします。

ところが、今や子どもたちはテレビゲーム、携帯電話、パソコン、インターネット等の映像、画像に囲まれた生活の中にいます。これらは、感覚、感情に訴える力は大変強いのですが、想像力や、その事象の背景にある本質を考える力は弱いと言われています。

ことばは心を育てる道具です。人は、ことばで思考し、想像し、イメージを描き、感動し、伝えあいます。そして、向き合っていない人へ伝える方法として文字が生まれました。読書によって、子どもたちは心を耕し、生きる意味を考え、時間や空間を超えて多くのことを学んでいくことでしょう。

幼気(いたいけ)な子どもたちに読書の喜びを教えるのは私たち大人の仕事です。

この基本理念のもと、皆様のご尽力によって多くの方が読書を生涯の友とするような読書環境が充実することを期待しています。そして、清水の子どもたちが読書によって生きる喜びを自覚し、夢や希望を持ちつづける強い人間に育つことを願って、私たちもお手伝いを惜しみません。

最後に、計画策定にあたり、策定委員会の皆様、関係機関の皆様に深く感謝申し上げます。

平成20年12月

土佐清水市教育長
岩井 修三

第1章 土佐清水市子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

1. 土佐清水市子ども読書活動推進計画策定の趣旨・目的

読書は人間形成のうえで大きな役割を担っています。「考える力」・「感じる力」・「想像する力」・「表現する力」、このような力は人生をより深く、強く生きていくために必要な力であると同時に、読書によって得ることができる力です。

現代社会では、テレビゲームやインターネットといった“電腦空間”“仮想現実”の急速な普及により、子どもたちの生活環境が大きく変化し、活字離れ、読書離れが懸念されています。

このような状況の中、「家庭」・「学校」・「地域」の各フィールドで長期的かつ具体的な取り組みを定め、土佐清水市における子どもの読書環境の整備と推進を目的に「土佐清水市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

この計画の策定にあたっては、「土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員会」を組織しました。教員、保育士、図書館員といった様々な立場の意見を集約し、土佐清水市における子どもの読書活動推進の風土作りや人作りを行うことも目的としたものです。

全ての子どもが豊かな心を育み、生涯にわたり自ら学ぶことのできる力を養うため、この計画に基づき、子どもの読書活動の推進や環境の整備、充実を図っていきます。

●子どもの生活環境の変化

(多様なテレビゲーム、インターネット、携帯電話等、気軽に遊べ、情報収集できるツールの出現)

※携帯電話普及率(全国)小学生:30% 中学生:60% ※家庭用テレビゲーム総出荷額は右肩上がり

●学校図書館や公立図書館の未整備 (不足の3要素 ①予算②人員③蔵書)



●読書離れ、読解力低下

※OECD生徒の学習到達度調査2006 読解力:57ヶ国中15位



※中学、高校になるにつれ不読者が高まる傾向(19年度 小学生:4.5% 中学生:14.6% 高校生:47.9%)

●土佐清水市における子どもの読書環境整備と推進



(長期的かつ具体的計画の策定) (作って育てる3要素 ①環境②人③風土)

<全ての子どもが読書を通じて、自ら学ぶことのできる力を育成>

2. 基本理念

私たちは願います。土佐清水の子どもたちが生きることにより喜びを感じ、夢や希望を持ち続け、強く生きる人間になることを。

青い海・青い空・鮮やかな緑に囲まれたこの美しい土佐清水が、自ら考えて行動し、ふるさとを大切に、心豊かで元気な子どもであふれることを。

一冊の本は子どもにとって、強く生きる希望をくれます。短い子ども時代に出会う本はその子どもをつくり、人生観に関わることがあります。“心の栄養”というかけがえのないものになります。本から得られる感動の積み重ねが、自ら考え、求めるたくましい力を子どもたちに与えてくれます。心に感動を感じる子どもたちは、思いやりやいたわりの心もまた生まれてくるでしょう。

しかし、今の子どもたちには本を読むための十分な時間と環境があるでしょうか。

幼児期から本に親しみ、豊かな読書体験の積み重ねができているでしょうか。

今こそ読書環境を整え、子どもたちの心に読書の種をまくことが求められています。

本の世界は空想の翼を広げてくれます。心を耕し膨らませ、自分の生き方を見つける手がかりとなるでしょう。また、家族や友達同士が読書でつながり、幸せなひとときを過ごすことで、より良い人間関係を育むことができるでしょう。

私たち大人は、未来を担う子どもたちに一番大切な贈り物をしたいと思います。

子どもたちの読書環境を充実させ、読書の楽しさや面白さを知る子どもを育むため、私たちはこの「土佐清水市子ども読書活動推進計画」を策定します。

3. 基本目標

●本を手渡す人がいる環境をつくります

本の力や素晴らしさを理解している大人が、いつも子どものそばにすることが大切です。家庭で、学校で、そして地域で、子どもに身近なところで、子どもが本を楽しみ、理解する心を目覚めさせるよう大人が手助けすることが、豊かな読書活動の第一歩となります。

●「いつでも、どこでも、だれでも」本を手に取り、 読むことができる環境をつくります

子どもの「読みたい」という欲求にいつでも対応するためには、蔵書や施設の充実などの環境づくりが必要です。「本はともだち」と言えるよう、本が子どもにとって身近なものでなくてはなりません。

●「連携力」を強化します

保育園、幼稚園から高校までの発達段階に応じた読書の連携のほか、地域ボランティアや図書館との積極的な連携・協力を努めます。

●親子での読書活動の活性化を図ります

親子読書の芽を育て、家庭で積極的に読書の時間がもたれるようにします。また、保護者への啓発活動に努めます。本を通じて親と子どもがふれあうことで、親子の信頼関係が築かれ、子どもの心が愛情に満たされることでしょう。

●読書の楽しさを知る機会をつくります

勉強会、研修会を通じて大人も読書の楽しさを知ることが大切です。大人自身が学びを深める姿勢をもち、感性を磨き、いろいろな角度から選ばれた本を子どもたちに手渡していきましょう。

4. 計画期間

平成21年度から平成25年度までの5年間とします。
ただし、必要に応じて見直しを行うものとします。

第2章 子どもの読書活動推進のための取り組み

1. 「家庭」における読書活動の推進

家庭は子どもの人格形成の基盤となる場所です。子どもにとって最も身近で安心できる人間＝「保護者」が読書をすすめ、本を通じて親と子どもがふれあうことで、子どもはたくさんの愛情をもらい、本の中に楽しさや喜びをみつけます。家庭で読書に親しめるような芽を育てることが大切です。

家庭における読書活動の推進のため、以下の取り組みを働きかけます。

具体的な取り組み

①保護者へ働きかけます

- 本を読む力は夢や希望を持って、強く生きていくための力につながります。家庭における読み聞かせや、子どもの読書習慣の重要性を保護者によく理解してもらえよう、家族で参加できる講座やイベントで広く啓発します。
- 母親同士の読み聞かせや、幼少の頃の「思い出の一冊」を語り合う機会をつくり、保護者が読書の楽しさを再認識できるように努めます。

②家庭読書をすすめます

- 「おでかけ広場」¹を利用して、家族で本に親しむ時間を大切にします。
- 学校やPTAと協力し、家庭での読書環境づくりを推進します。

③様々なもよおしで読書の"楽しさ"を伝えます

保育園（幼稚園）、学校や図書館と連携しながら、下のようないもよおしを通じて、子どもに"楽しさ"を伝えます。

- 土佐清水版「読書フェスティバル」²
- ストーリーテリング³などの方法を用いたおはなし会
- 夏の怪談、クリスマスなど季節をテーマにしたイベント

¹ おでかけ広場…子育て支援センターの職員が地域の区長場や公民館に出向き、親子を対象におもちゃ遊びや絵本の読み聞かせを行っている（毎月2ヶ所）。

² 読書フェスティバル…文部科学省「子ども読書地域フロンティア事業」の一環として全国で開催されている。「子どもの読書環境づくり」を県民運動にまで高めることを目的に、高知県では平成20年1月（高知市）と12月（四万十市）に開催され、絵本コンサートや講演会などの多彩なもよおしが行われた。

³ ストーリーテリング…話し手が題材となる物語を覚え、聞き手に語り聞かせること。

2. 「学校」における読書活動の推進

学校では子どもの発達段階に応じた適切な指導と支援が必要です。学校図書館の充実はもちろんのこと、図書館や地域ボランティアの協力を得ながら、子どもの継続的な読書習慣の定着を図ります。

学校における読書活動の推進のため、以下の取り組みを働きかけます。

(1) 保育園・幼稚園

子どもが幼児期から豊かな読書体験を重ねるためには、まず周囲の大人がおはなしや物語の世界に子どもたちをいざない、想像する楽しさを感じてもらうことが大切です。

具体的な取り組み

① 紙芝居やおはなしの時間を推進します

- 保育園や幼稚園での紙芝居や読み聞かせの充実を図ることで、子どもが本とふれあえる時間をつくります。おはなしの時間では、子どもの感性を磨くために民話や昔ばなしなどを語り伝えます。
- 人形劇の鑑賞から得る感動と出会いを通じて、子どもの豊かな心を育みます。

② “楽しさ”や“大切さ”を共有する機会をつくります

- 「お母さんサークル」⁴のような、母親同士のおはなし活動グループづくりを呼びかけ、子どもがおはなしに親しむ時間と、母親同士が本の楽しさや読み聞かせの大切さを共有できる機会をつくります。

③ 保護者への援助や研修の充実を図ります

- 保護者に対して、絵本の選定に関する援助を行うとともに、保育者自身の研修の充実を図ります。

(2) 小学校・中学校

小学校では、幼児期に芽生えた読書の楽しさや喜びを教育課程の中で計画的に伸ばし、「読みたい」という子どもの欲求に応えられる環境を整備します。

読書離れが懸念される中学校では、子どもの関心をさらに高めることを重視し、自分の生き方をみつめる主体的な読書が行えるように取り組みます。

具体的な取り組み

① 読書アンケート調査を実施します

- 小学校から高等学校までを対象に、読書の中身や年間の読書量、学校図書館の状況を毎年一度調査し、問題や課題の把握に努めます。

②充実した読書環境をつくります

- 学校図書の充実 → 「読みたい」という子どもの欲求に応えるためには、学校図書の充実が必要不可欠です。図書標準達成率⁵の向上を図ります。
- 冷暖房設備の完備 → 設備面の充実を図ることで、子どもにとって快適な読書空間をつくるほか、学校図書館が各教科や「総合的な学習の時間」⁶における調べ学習の拠点となるようにします。
- 絵本や図書の専門家に学校へ出向いてもらい、本の魅力や楽しさをうまく伝えてもらうことで、子どもの関心を高めます。また、子ども自らが本を選ぶことができる機会をつくるよう働きかけ、主体的な読書につながるきっかけをつくります。
- 地域ボランティアと協力し、読み聞かせやブックトーク⁷の時間を設けるほか、子どもが気軽に足を運べる"楽しい"学校図書館づくりに努めます。
- 図書館との連携に努め、資料の貸出や助言の要請を行います。

③学校へ働きかけます

- 学校経営に読書活動の重要性をしっかりと位置付け、学校で子どもに安定的な読書時間を確保するため、全校一斉読書⁸の推進を図り、今後は実施率100%を目指します。
- 読書感想文コンクールの応募の推進を図ります。また「100冊運動」⁹を小学校にも広げるよう働きかけ、市全体で優れた読書活動を奨励することで、読書活動の動機付けを行います。
- 読んでほしい本を教職員や子どもから学校内で広く紹介してもらうほか、優れた読書活動を行う学校を紹介するなど情報発信に努めます。
- 活字に親しみ、読書の幅を広げるため、学校図書館に新聞を置くことをすすめます。

(3) 高等学校

高等学校では読書を通じ、これからの社会生活に必要な力や専門知識を身に付けるほか、自分の将来や生き方をみつけることが大切です。

具体的な取り組み

①図書委員会の活発化を図ります

- 教職員のサポートのもと、図書委員会活動の活発化を図ります。おすすめ本の紹介や展示の工夫など、生徒同士の自主的な読書活動を伸ばし、多くの生徒が読書に親しめるようにします。

②多機能な学校図書館をつくります

- 学校図書館に進路コーナーを設けたり、IT機器などの情報検索環境を整備することで、生徒の学習活動や将来に役立つ多機能な学校図書館づくりをすすめます。また、このような機能が生徒の学習活動に役立つよう、学校図書館のオリエンテーションを行い、生徒の利用促進を図ります。

③読書感想文コンクールの応募を推進します

- 読書感想文コンクールの応募を推進し、生徒の読書活動の動機付けを行います。

(4) 特別な支援が必要な子どもたちへの支援

全ての子どもが本との出会いの中で、楽しさや喜びをみつけることができるよう、子どもの障がいの特性を考慮した適切な支援を行うことが大切です。

具体的な取り組み

①図書の実と活用を図ります

- 点字本や録音図書などの資料収集と活用を図り、全ての子どもが本に親しめる環境を整備します。学校図書館だけでなく、公立図書館へも資料の充実を働きかけます。また、点字図書館など障がい者サービスを推進している施設の活用を図ります。

⁴ お母さんサークル…市民図書館を拠点にして、読み聞かせや人形劇づくり、絵本の勉強会などを行っていた保育士と保育園児の母親たちの自主活動グループ。

⁵ 図書標準達成率…各学校における学校の図書標準に基づく蔵書冊数の達成割合。文部科学省が学校規模ごとに定める。

※土佐清水市（平成20年度）小学校：41.7% 中学校：40%

⁶ 総合的な学習の時間…子どもが各教科で得た知識を結び付け、総合的に働かせることを目的としている。自ら学び、自ら考える力の育成や、学び方や調べ方を身に付けるため、学校の創意工夫した授業が展開されている。

⁷ ブックトーク…一つのテーマにそって、数冊の本を上手に順序よく紹介すること。

⁸ 全校一斉読書…読書に親しむ態度の育成と読書習慣の定着を目的に、学校で教職員と児童生徒が一斉に読書をする時間を設けている。

※土佐清水市での実施率（平成20年度）小学校：91.7% 中学校：80%

⁹ 100冊運動…生徒に読んでほしい本を市内の各中学校がそれぞれ100冊選び、それらの本を3年間で読むように取り組んでいる。

3. 「地域」における読書活動の推進

「いつでも、どこでも、だれでも」本を手にとることができるよう、家庭や学校だけでなく、地域全体で子どもの読書環境の整備に取り組んでいくことが大切です。

地域における読書活動の推進のため、以下の取り組みを働きかけます。

(1) 市民図書館

図書館は地域の中で、子どもの読書活動推進の中核的役割を担うことが期待されています。家庭や学校を支援するためにも、図書館には十分な資料と経験の蓄積が必要です。

具体的な取り組み

①子ども図書の充実を図ります

●絵本や紙芝居、児童図書、中学・高校生向けの図書を重点的に収集します。また「高知県図書館横断検索システム」¹⁰や県立移動図書館を通じて、県内公立図書館の図書を積極的に活用します。

●子どもや保護者向けブックリストの作成や図書の展示をすることで、収集した図書の利用を促進します。また、移動図書館や配本所でも活用し、学校図書館を積極的に補完していくことで、たくさんの子どもの本を手にとることができる環境づくりに努めます。

②子どもの読書活動をサポートする空間をつくります

●「子どもコーナー」の充実とサービスの拡張を図ります。

●利用しやすい図書館づくりとして、案内サインの工夫や図書検索パソコンの充実を図ります。

●学校の社会科見学や職業体験学習を積極的に受け入れ、子どもが図書館を知る機会をつくります。

③人材育成と活躍できる場面をつくります

●子どもに本を与える大人が本の中身をよく知ることが大切です。子どもの読書に関わる人を対象とした勉強会や研修会を行います。

●市内で子どもの読書に関わるボランティア活動を行っているグループ、個人、これから活動したいと考えている人同士が意見（情報）交換できる場所の提供や資料の貸出、活躍できる場面をつくります。 → 「しみず子ども読書活動応援隊」¹¹

●図書館が子どもの読書推進における指導的役割を担うため、新しい知識の習得や能力の向上に努めます。また、教職員や保護者の読書相談に対応できる人材の育成を図ります。

④家族で利用できる図書館をつくります

●「読書週間」「七夕まつり」「クリスマス会」など家族で本の楽しさを体験できるイベントの充実を図ります。

●家庭相談員と連携し、ブックスタート¹²の実施方法を工夫します。

(2) ボランティアや民間団体

地域が一体となって子どもの読書活動をサポートするためには、ボランティアや民間団体の協力が不可欠です。

具体的な取り組み

- 学校や図書館への出張読み聞かせやブックトークの輪を広げます。
- 様々な研修を通じて、資質や技術の向上に努めます。
- 勉強会の記録やボランティアの会報を発行するほか、読み聞かせで読んだ本を冊子にし、情報の共有化を図ります。
- 地域で本を話題にできる機会をつくります。
- 地元に伝わる民話を子どもに語り伝えます。
- 地域の施設や家庭で読み聞かせや子どもに本の貸出などを行う「家庭文庫」が広がるよう、人材の育成や情報収集に努めます。
- 「子どもネットワークしみず」¹³の活動を通じて、子どもが文化や芸術にふれる機会をつくります。

¹⁰高知県図書館横断検索システム…県内公立図書館（参加館）の目録情報がインターネットにより検索でき、どこからでも書誌情報や所蔵情報を瞬時に入手できるシステム。現在は図書館相互の資料の貸出も行っており、例えば清水にいながら県立図書館の資料を借りることができる。

¹¹しみず子ども読書活動応援隊…この推進計画策定を背景に、現在市内で活動しているボランティアのグループ、個人、教職員や図書館関係者同士の連携を強めるための団体。平成21年度からの活動を予定している。

¹²ブックスタート…自治体が行う0歳児健診などで、絵本を開く楽しい体験とともに、赤ちゃんと保護者に絵本を手渡す活動のこと。

¹³子どもネットワークしみず…土佐清水の子どもの放課後における居場所づくりと健全育成を目的に、公民館（体験活動）、図書館（文化活動）、体育館（スポーツ活動）の3施設によりつくられたネットワーク。平成17年度から活動し、「遍路道ウォーク」や「絵本づくり教室」などを実施している。現在は学童保育も参加している。

第3章 推進計画の実現に向けて

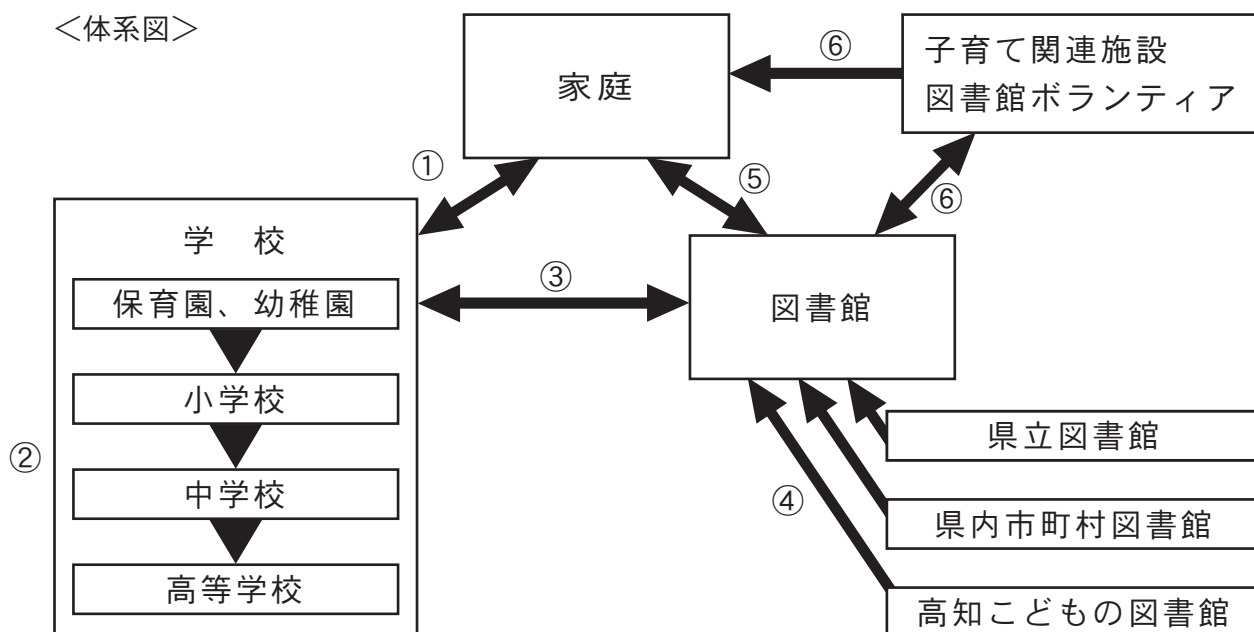
1.関係機関の連携・協力の推進

基本目標に定めたとおり、家庭・学校・地域の「連携力強化」に努め、社会全体で子どもの読書活動の気運を高めていくことが大切です。

以下の2点を重点的に働きかけます。

- (1) 子どもの発達段階に応じた連携力の強化（保育園、幼稚園～高等学校）
- (2) 施設間連携力の強化（学校・図書館・子育て関連施設）

<体系図>



具体的な取り組み ※上図参照

- ①PTA活動や学校行事を通じて、家庭での読書活動や保護者への啓発に努めます。
- ②学校図書館協議会¹⁴での意見交換に努めることで、各学校での成果を受け継ぎ、幼児から高校生まで、子どもの発達段階に応じた読書指導と環境の充実を図ります。
- ③学校図書館を補完するため、移動図書館の積極的活用や調べ学習に役立つ学習図書リストの提供と貸出、蔵書検索環境の整備に努めます。
- ④県立図書館などの県内図書館の資料と専門的知識の活用を図ります。
- ⑤ブックスタートの充実や、子どもの発達段階に応じた推薦図書リストを提供します。
- ⑥子育て関連施設や図書館ボランティアと子どもや絵本に関する情報を共有し、家庭で本に親しめる機会をつくれます。

¹⁴学校図書館協議会…小学校から高等学校までの学校図書館の充実と健全な発達を図り、学校相互の提携を密にして学校教育に寄与することを目的としている。全国の市区町村や都道府県にあり、その上部組織が「全国学校図書館協議会」である。

2.子どもの読書活動の啓発・広報の推進

子どもの読書活動についての関心と理解を社会全体で深めるため、「子ども読書の日」¹⁵や平成22年「国民読書年」¹⁶の趣旨にふさわしい事業を継続的に実施していくことや、子どもの読書推進に関わる人がこの計画を理解し、実践できるよう普及させていくことが大切です。

具体的な取り組み

①「子ども読書の日」や「国民読書年」を中心とした啓発・広報活動の推進

- 「子ども読書の日」や「子どもの読書週間」¹⁷、「文字・活字文化の日」¹⁸、「国民読書年」に学校や図書館、地域でその趣旨に沿った活動や行事を実施するように広く働きかけます。
- 「子ども読書の日」や「国民読書年」に向け、パンフレットやメディアなどを通じて、読書の楽しさや重要性についての啓発に努めます。

②子どもの読書活動に関わる人への啓発

- この計画が自主的に実践されるよう、様々な機会を通じて保育園（幼稚園）や学校の教職員、保護者、関係機関の職員への啓発に努めます。

¹⁵子ども読書の日…4月23日。国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、「子どもの読書活動の推進に関する法律」によって制定された。

¹⁶国民読書年…平成22年。国民の活字離れや読書への興味が薄れていることを背景に、「文字・活字文化振興法」制定から5年にあたる平成22年を「国民読書年」と定め、「政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねる」として、衆参両院で採択された。

¹⁷子どもの読書週間…4月23日から5月12日の子どもの日を中心とした3週間。社団法人読書推進運動協議会が、子どもたちに良い本や雑誌に親しむことをすすめ、読書の楽しさや喜びを知らせ、正しい読書の習慣を身に付けさせることを目的として定めた。

¹⁸文字・活字文化の日…10月27日。文字・活字文化振興法第11条により定められた。文字・活字文化振興法とは、文字・活字文化の復興に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにした法律。

3. 財政上の措置

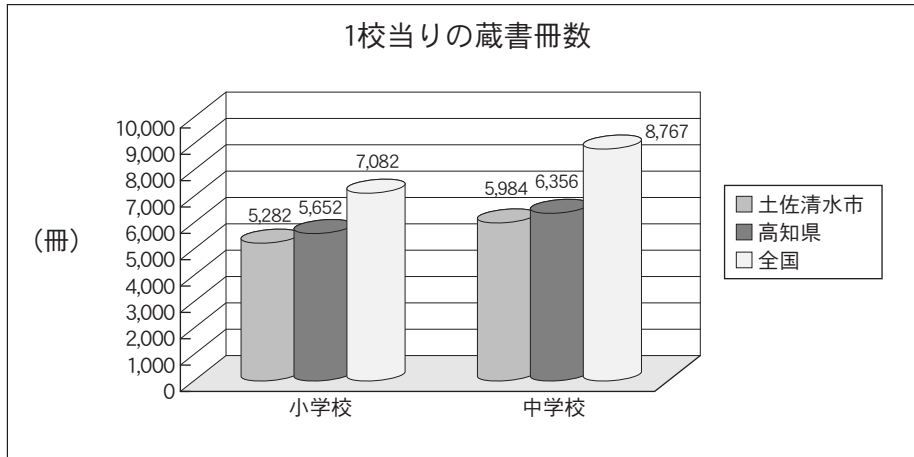
市は、この計画を実現するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

※参考資料

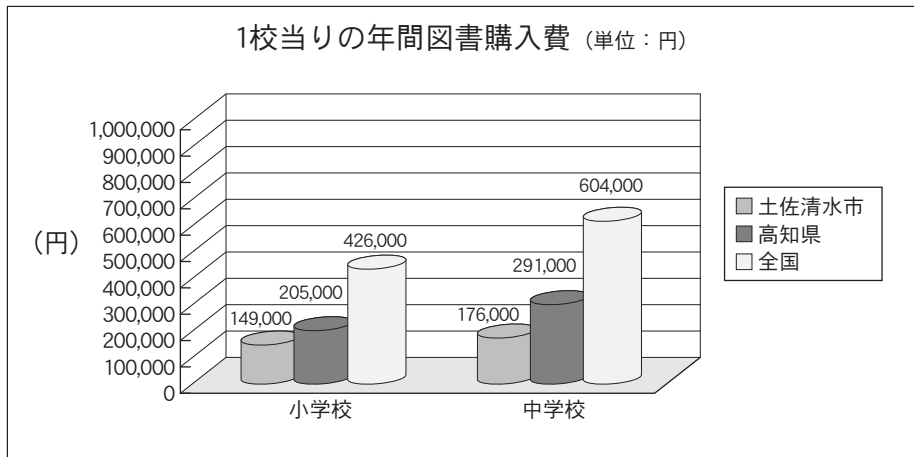
小・中学校における読書活動の現状
公立図書館における読書活動の現状
土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱
土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員
子どもの読書活動の推進に関する法律
文字・活字文化振興法

小・中学校における読書活動の現状①

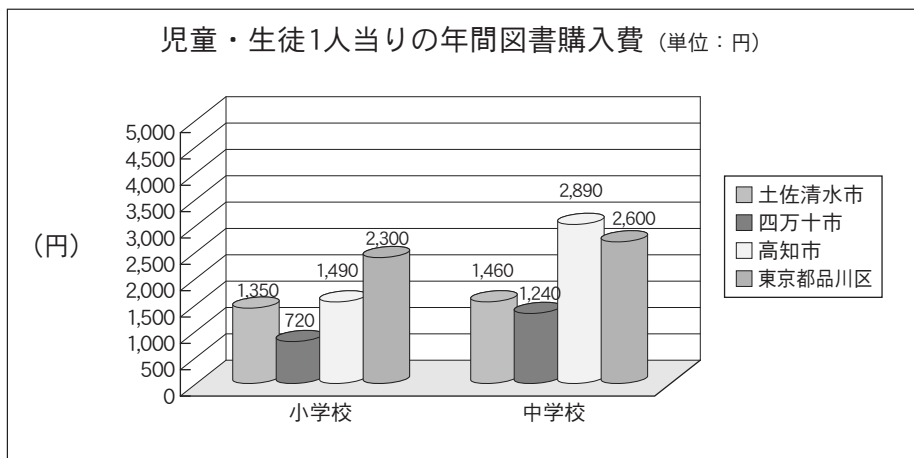
※土佐清水市…「学校図書室現状調査」（平成20年5月 市民図書館実施）から算出したもの



平成17年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）



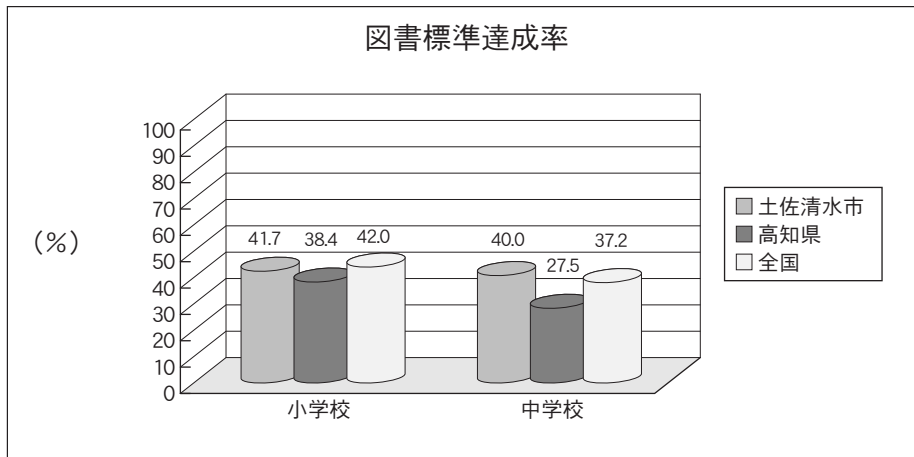
平成19年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）



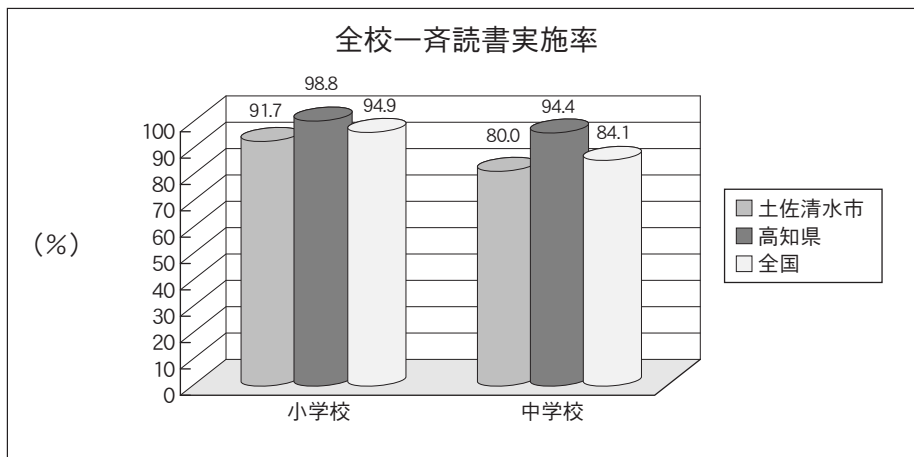
各市教育委員会での平成20年度予算額から算出（品川区を除く）

小・中学校における読書活動の現状②

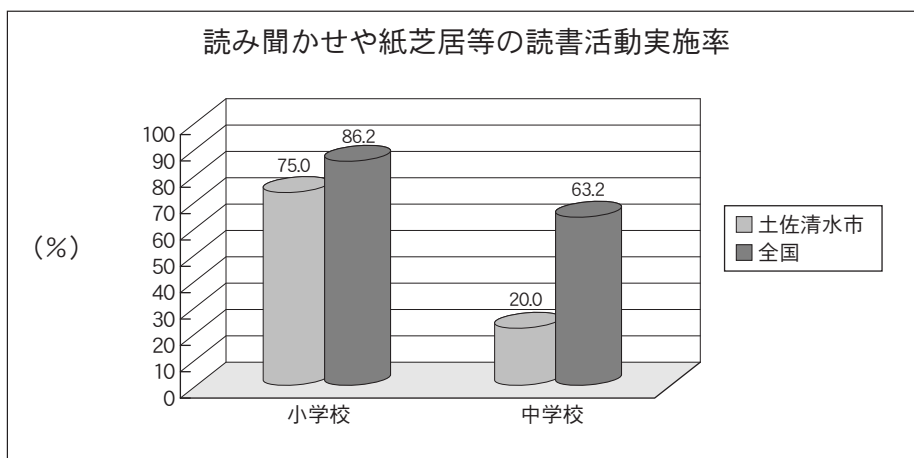
※土佐清水市…「学校図書室現状調査」（平成20年5月 市民図書館実施）から算出したもの



平成19年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）



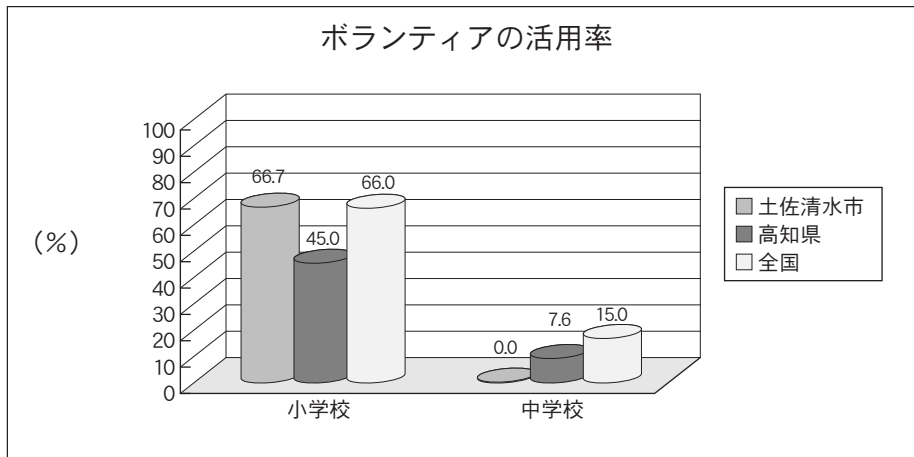
平成19年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）



平成19年度「学校図書館の現状に関する調査」（文部科学省）

小・中学校における読書活動の現状③

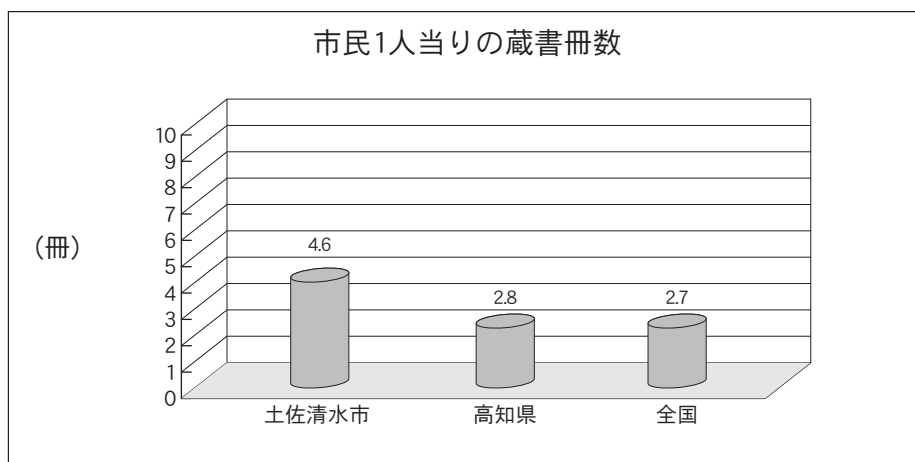
※土佐清水市…「学校図書室現状調査」（平成20年5月 市民図書館実施）から算出したもの



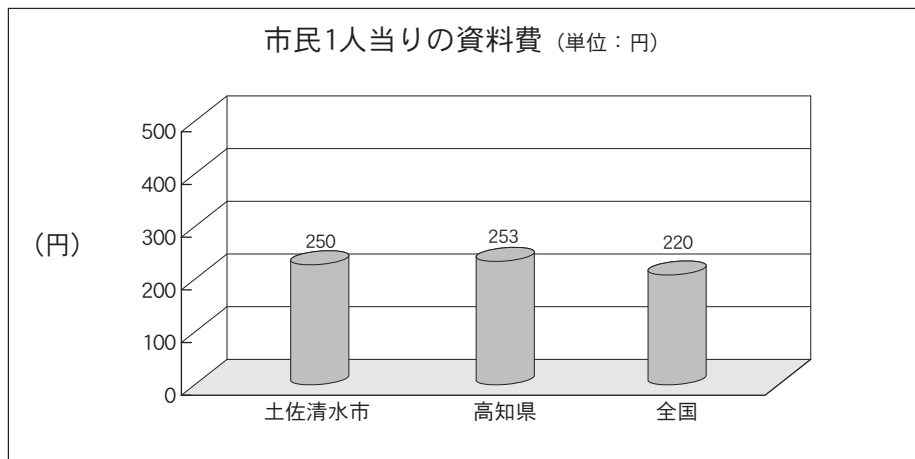
平成19年度「全国学力・学習状況調査」（文部科学省）

公立図書館における読書活動の現状①

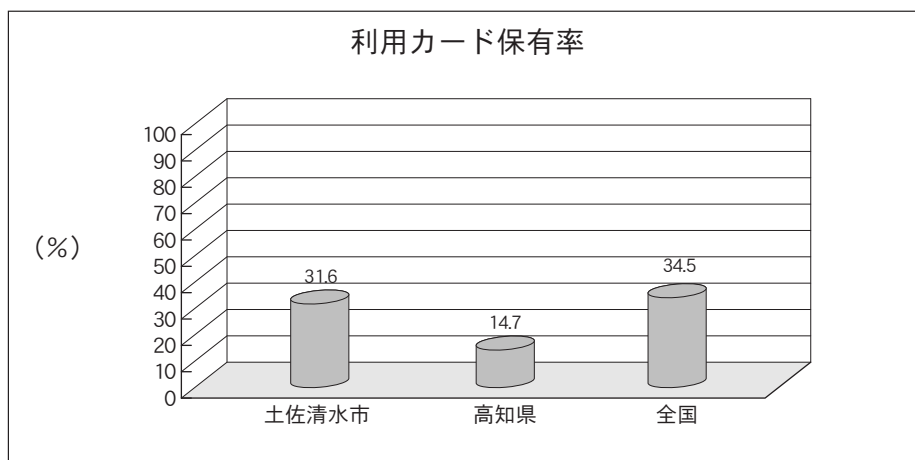
※土佐清水市…平成19年度実績



「日本の図書館2005」 (日本図書館協会)



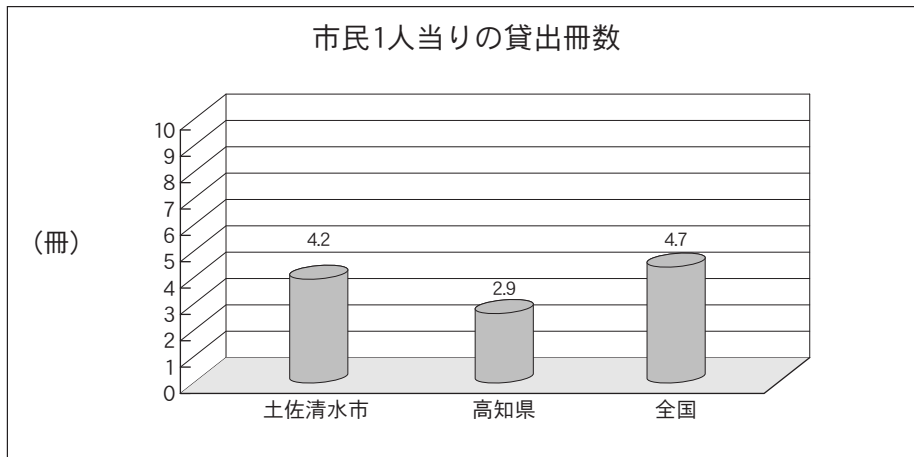
「日本の図書館2005」 (日本図書館協会)



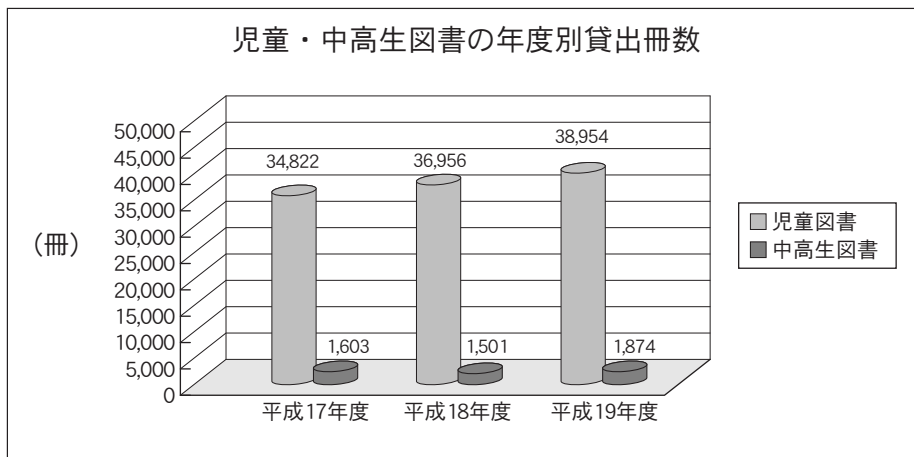
「日本の図書館2005」 (日本図書館協会)

公立図書館における読書活動の現状②

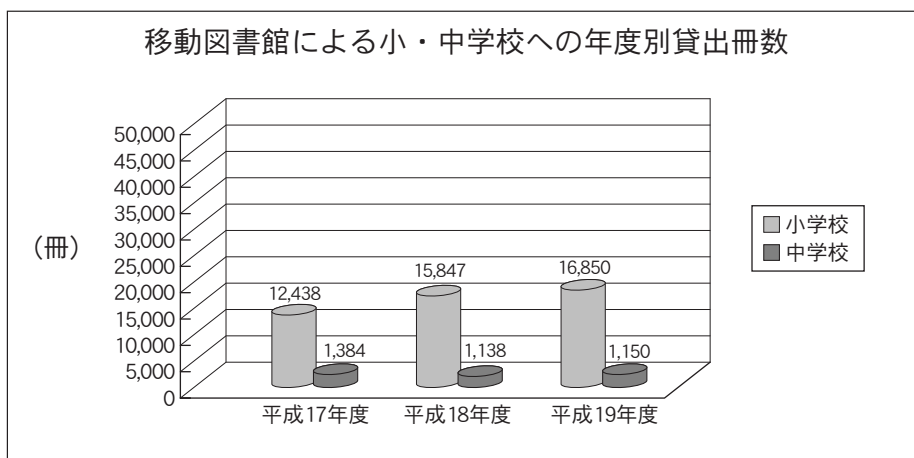
※土佐清水市…平成19年度実績



「日本の図書館2005」 (日本図書館協会)



(平成19年度 土佐清水市立市民図書館調査)



(平成19年度 土佐清水市立市民図書館調査)

土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置の目的)

第1条 「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年法律第154号)第9条第1項の規定に基づき、子ども読書の推進に関する施策を検討するため、土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「委員会」という)を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 土佐清水市子ども読書活動推進計画の策定を行うこと。
- (2) 子ども読書の振興策について検討を行うこと。
- (3) その他、前条の目的に付随する事項の検討を行うこと。

(組織)

第3条 委員会は、委員13名以内で組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員の互選により委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長は、委員会を主催する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長にやむを得ない事項が生じたときは、その職務を代理する。
- 4 委員長、副委員長双方にやむを得ない事項が生じたときは、委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の議長は、委員長が当たる。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の有識者を招聘し、意見を求めることができる。

(設置期間)

第6条 委員会は、設置の日から平成21年3月31日まで置くものとする。

(事務局)

第7条 事務局は教育委員会生涯学習課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年5月30日から施行する。

土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員

氏名	所属等	分野 (部会)	備考
村上 佳枝	三崎小学校教諭	学校 教育	学校推進部会長
永野美華子	窪津小学校教諭		
宮地 和子	清水小学校教諭		
谷岡 暁美	足摺岬中学校校長 土佐清水市学校図書館協議会会長 土佐清水市図書館協議会副委員長		委員長
小野 美和	清水高等学校教諭		
中村千恵子	読み聞かせボランティア	家庭 教育	家庭推進部会長
西田 春美	読み聞かせボランティア 元土佐清水市教育委員		副委員長
酒井 史	土佐清水市家庭相談員		
山本 りよ	旭保育園主任保育士		
日比野正代	土佐清水市図書館協議会委員長	社会 教育	
瀑野 弘子	元土佐清水市立市民図書館司書		地域推進部会長
池 直美	土佐清水市立市民図書館主任・司書		
東 陽子	土佐清水市立市民図書館司書		

子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日 法律第百五十四号)

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

子どもの読書活動の推進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 一、本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 二、民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 三、子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 四、学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 五、子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 六、国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

文字・活字文化振興法

(平成十七年七月二十九日法律第九十一号)

(目的)

第一条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

(基本理念)

第三条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第六条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(地域における文字・活字文化の振興)

第七条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における言語力の涵養)

第八条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の国際交流)

第九条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

(学術的出版物の普及)

第十条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文字・活字文化の日)

第十一条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

第十二条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

策定にあたって

私が読書の楽しさを知ったのは、小学校の3年生のときでした。学級担任の先生が、一日の時間の終わりに読み聞かせをしてくれました。本に関しては「やんぼにんぼとんぼ」という題を記憶しているのみですが、その時間が待ち遠しく、楽しみでたまらなかったことだけは鮮明に記憶しています。クラスのみんなが楽しみにしていました。

本は、子どもを時間と空間を超えた無限の世界に誘います。それは子どもたちにとってこの上なく幸せなひとときだと言えるでしょう。子どもの時の幸せな体験が多いほど、その人の人生は豊かなものになるのではないのでしょうか。

私たちは、土佐清水の子どもたちが健全で心豊かに成長し、夢や希望をもって強く生きていこうとする意志をもつことができるようになることを願って、この計画に取り組んできました。

平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が閣議決定されました。子どもが自主的な読書活動ができるよう、環境の整備を5年計画で推進する観点から、方向と施策が示されています。

本市では、20年度に策定委員会を立ち上げ、推進計画を策定し、21年度からの具体的実施となっています。策定委員会は「家庭教育」「学校教育」「社会教育」の3部会で構成され、基本理念、基本目標について熱心に討議を重ねました。そして、もっとも心砕いたのは具体的な取り組みです。これで、果たして理念の達成が可能だろうかと不安は多くありますが、試行錯誤をくり返しながら実行あるのみと思っています。嬉しいことに、本市は、教育環境日本一を目指しています。本市の価値観と私たちの情熱で、官民一体となった充実した取り組みが展開できるのではないかと期待もしています。また、市民図書館の実績は市内外においても高く評価されており、学校においても、全校一斉読書実施率は、小学校91.7%、中学校で80.0%となっています。子どもたちが本に接する割合は比較的高いと言えます。が、子どもたちが自主的に本を手に取り、本を生涯の友とできるような読書活動においてはまだ課題を残すところです。

ここに、読まされるのではなく、心から読みたいと思う子どもを育てていくことを願って、土佐清水らしさを盛り込んだ「土佐清水市子ども読書活動推進計画」をまとめ、提言いたします。

平成20年12月

土佐清水市子ども読書活動推進計画策定委員会
委員長 谷岡 暁美

土佐清水市子ども読書活動推進計画

発行：平成20年12月

編集・発行：土佐清水市教育委員会生涯学習課

〒787-0306 土佐清水市幸町4-13

TEL：0880-82-0472

FAX：0880-82-1717

E-mail：syougai@city.tosashimizu.kochi.jp